

事 務 連 絡
平成22年5月28日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（業務担当）

醜状障害の障害等級認定に係る調査について

標記については、労災保険法施行規則別表第1の障害等級表により定められているところであるが、今般、当該障害の等級認定に係る現状等を把握する必要があるため、下記に留意のうえ、別紙様式により報告されたい。

記

1 調査対象

障害等級表に掲げる障害のうち、

- ① 第12級の13 「男性の外貌に著しい醜状を残すもの」
- ② 第14級の10 「男性の外貌に醜状を残すもの」

のいずれかの単一障害を把握し、認定した事案を対象とする（当該障害のみではなく、他の障害も併せて、併合等を行っている事案も含む。）。

2 調査方法

上記1の事案を対象として、

- ① 支給事由発生日（治ゆ年月日）が、平成16年2月29日以降の事案、または、
 - ② 支給決定年月日が16年4月21日以降の事案
- の件数を取りまとめ、別紙様式により提出する。

3 提出期限

平成22年6月1日（火）17時までに補償課業務係まで提出すること。

4 その他

本調査で対象となった事案については、今後、追加調査等の対象となることに留意し、関係書類の保管場所の明確化を図られたい。

(別紙)

醜状障害に関する調査票

(局)

1 治ゆ年月日が平成 16 年 2 月 29 日以降の事案

① 第 12 級の 12 _____ 件

② 第 14 級の 10 _____ 件

2 支給決定年月日が平成 16 年 4 月 21 日以降の事案 (治ゆ年月日が平成 16 年 2 月 29 日以降の事案を内数として含む)

① 第 12 級の 12 _____ 件

② 第 14 級の 10 _____ 件